

(5) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）

1 補助対象者等

- (1) 交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された婚姻届の提出時点で夫婦とも29歳以下かつ本表に定める交付要件を満たす世帯
- (2) 交付申請年度の前年度に結婚新生活支援補助金の交付決定及び補助金の受給を受けた世帯であって、その受給額が以下に定める1世帯当たりの上限額に達しなかった世帯

ただし、以下に該当する場合は補助対象としない。

ア 夫婦のうちいずれか1人又は両人が国、県その他地方公共団体が行う地域少子化対策重点推進交付金若しくはえひめ人口減少対策総合交付金又はその両方を財源とした、本補助金と同趣旨の補助金交付を受けている場合。ただし、本市において、上記(2)に該当する世帯を除く。

イ 令和5年4月1日以降に離婚した同一の者同士が再婚した場合

2 世帯の所得の算出方法

世帯の所得の算出方法については、伊方町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和4年伊方町告示第53号。以下「結婚新生活支援事業補助金交付要綱」という。）を準用する。

3 補助対象経費及び補助限度額

交付申請年度の4月1日以降に契約又は購入し、支払を完了した次の費用

ア 住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。

職場からの家賃補助がある場合は、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額を補助対象経費とする。

申請者又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件に入居した場合の家賃費用は補助対象経費としない。

イ 引越費用

申請時に居住する町内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費に限る。

① 補助限度額：1世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円以上660万円未満の世帯 20万円

ただし、結婚新生活支援事業補助金交付要綱に規定する伊方町結婚新生活支援事業補助金との重複受給を認めない。

補助対象経費の詳細に関し、本要綱に記載のない事項は、結婚新生活支援事業補助金交付要綱を準用する。

ウ 時短家電及び省エネ家電購入費

② 補助限度額：一世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得660万円未満の世帯 20万円

時短家電及び省エネ家電の詳細については、別表（1） 出産世帯応援補助金における「イ 時短家電購入費」及び「ウ 省エネ家電購入費」の規定を準用し、「ウ 省エネ家電購入費」の対象製品については、電気便座及びテレビを加える。

ただし、附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする。

なお、クレジットカード等を用いた信用販売により購入した場合は、資金決済の完了を確認できる場合に限り補助対象とする。

以上アからウまでの経費については、いずれの要件にも該当する場合に限り重複申請を認める。

4 提出書類等

- (1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 結婚新生活支援補助金（所得要件緩和、時短家電及び省エネ家電購入）申請明細書
- (3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- (4) 婚姻届提出日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄本等）
- (5) 夫婦の申請時点の住所及び生年月日が分かる住民票
- (6) 夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）、奨学金の返還状況が分かる資料
- (7) 補助対象として申請する金額の根拠が分かる資料の写し（各種契約書等）
- (8) 領収書原本（商品名、購入日等が明記されているもの。クレジットカード等で購入した場合は、利用明細書及び当該金額が申請者名義の口座から支払われたことが分かる資料）

領収証が発行されていない場合は、補助対象経費が引き落とされたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。

- (9) 写真（アのうちリフォーム費用を対象とする場合は工事前後の写真、ウを対象と

する場合は配置又は設置後の状況写真)

(10) 製造事業者が発行した保証書(ウを対象とする場合)

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

(1) 受付期限：令和8年3月16日(月曜日)必着

(2) 受付方法：提出書類等を6の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、(1)の受付期限を超えて到着した場合は受付したものとしみなさない。

なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

(3) その他留意事項：(1)の受付期限内に受付した場合にあっても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796—0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町保健福祉課

電話0894—38—0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例(平成17年伊方町条例第3号)第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。